

山梨県「同行援護従業者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき、視覚障害により、著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うための知識、技能を有する同行援護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、山梨県又は山梨県知事（以下「知事」という。）が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、山梨県は、研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、同行援護に従事する者又は従事することを希望する者とする。ただし、視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者は、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了したものとみなす。

4 研修の内容

研修の目的、研修時間、カリキュラム及び研修講師要件は、次のとおりとする。

（1）目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を供与する知識及び技術の習得

（2）研修時間

一般課程 28時間

応用課程 6時間

（3）カリキュラム及び研修講師要件

別表のとおりとする。

5 履修期間

一般課程の修了認定のための履修期間は、2か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4か月以内とする。

応用課程の修了認定のための履修期間は、1か月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、2か月以内とする。

6 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

7 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別記様式1）を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿（別記様式2）を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

		第	号
修了証明書			
氏名		生年月日 年 月 日生	
同行援護従業者養成研修の〇〇課程として、山梨県知事が指定した研修を修了したことを証明する。			
(元号) 年 月 日			
(研修事業者名)			
(代表者職・氏名)		印	

修了証明書（携帯用）		第	号
氏名		生年月日 年 月 日生	
同行援護従業者養成研修の〇〇課程として、山梨県知事が指定した研修を修了したことを証明する。			
(元号) 年 月 日			
(研修事業者名)			
(代表者職・氏名)		印	

研修修了者名簿

事業者名

年度（西暦）

課程

修了証明書 番号	修了年月日 ※ 1	所属機関名	氏名	生年月日 ※ 2	性別 ※ 3	住所	電話番号	現況 ※ 4

■研修修了者名簿記入上の注意

※ 1 年（西暦 4 桁）、月・日（2 桁）の数字のみで記入すること。【記入例】2003 年 8 月 31 日→20030831

※ 2 ※ 1 と同じ方法で記入。ただし、生年月日不明の場合は 1900 年 1 月 1 日（19000101）として記入すること。

※ 3 女性は F、男性は M で記入すること。【記入例】女性の場合→F

※ 4 現況区分は下記コードのとおり記入すること。【記入例】在職中（休職含む）→01、求職中→02、退職（再就職意思なし）→03、就職意思なし→04、その他→09

別表

カリキュラム及び研修講師要件

1 一般課程

科目名	時間	免除 ※1	目的・内容	講師要件
■講義（8. 5時間）				
1 外出保障	1	-	視覚障害者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者（児）の外出保障を担うことを理解する。 ●外出保障とは ●外出保障の歴史 ●外出保障の現状	●社会福祉士 ●相談支援専門員 ●福祉・介護系の大学、介護福祉士養成校等の教員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
2 視覚障害者の理解と疾病①	1	-	視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。 ●視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）	●医師 ●看護師 ●保健師 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
3 視覚障害者の理解と疾病②	0.5	○	視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。 ●視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）	
4 視覚障害者（児）の心理	1	-	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。 ●全盲の心理 ●ロービジョンの心理 ●視機能低下の心理 ●障害発生時期の心理 ●外出時の心理	●心理判定員 ●臨床心理士 ●公認心理師 ●看護師 ●保健師 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
5 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	障害者（児）福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解する。 ●障害者福祉の動向 ●障害者福祉に関連する法律 ●障害者総合支援法	●社会福祉士 ●相談支援専門員 ●福祉・介護系の大学、介護福祉士養成校等の教員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者 ●障害者福祉行政担当者（当該科目を担当する部署

			●視覚障害に関する施設等 ●障害者を対象としたその他の制度	に在勤又は実務経験を３年以上有すること)
6 同行援護の制度	1	-	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。 ●同行援護以前の外出支援制度の歴史 ●同行援護制度の概要 ●他の外出支援制度との関係 ●同行援護制度の課題	●同行援護従業者 ●社会福祉士 ●相談支援専門員 ●福祉・介護系の大学、介護福祉士養成校等の教員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
7 同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。 ●同行援護従業者の業務内容 ●同行援護従事者の職業倫理 ●同行援護の実際（様々な利用者への対応等）	●同行援護従業者 ●社会福祉士 ●相談支援専門員 ●福祉・介護系の大学、介護福祉士養成校等の教員 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
■講義・演習（３．５時間）				
1 情報提供	2	-	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。 ●情報提供とは ●情報提供の内容 ●場面別情報提供の実際 ●情報提供時の配慮 ●演習（３題程度）	●同行援護従業者 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●介護福祉士 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
2 代筆・代読①	1	-	代筆・代読の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。 ●代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） ●代筆（業務における代筆、代筆の範囲、基本的な方法、留意点・代筆できないもの） ●演習（代読１題・代筆１題）	
3 代筆・代読②	0.5	○	代筆・代読の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。 ●代読・代筆の具体的な方法	
■演習（１６時間）				
1 誘導の基本技術①	4	-	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。 ●椅子への誘導・階段（スロープ、溝など	●同行援護従業者 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員

			をまたぐ、段差)	●介護福祉士 ●視覚障害者移動支援従事者 資質向上研修修了者
2 誘導の基本技術 ②	3	○	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。 ●基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） ●狭いところの通過、ドアの通過	
3 誘導の応用技術 （場面別・街歩き） ①	4	-	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。 ●共通（トイレ、食事） ●街歩き（歩道、歩車道の区別のない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な段差）	
4 誘導の応用技術 （場面別・街歩き） ②	1	○	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。 ●場面別（病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭）	
5 交通機関の利用	4	-	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。 ●電車の乗降 ●バスの乗降 ●車の乗降 ●船・飛行機の乗降	
計	28			

2 応用課程（※2）

科目名	時間	免除 ※1	目的・内容	講師要件
■講義（6時間）				
1 サービス提供責任者の業務	1	-	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行われるようにする。 ●事業所の体制 ●事業所の役割	●同行援護従業者 ●社会福祉士 ●相談支援専門員 ●福祉・介護系の大学、介護福祉士養成校等の教員 ●視覚障害者移動支援従事者

			●サービス提供責任者の役割 ●サービス提供責任者の業務	者資質向上研修修了者
2 様々な利用者への対応	1	-	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。 ●高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ●高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	●医師 ●看護師 ●保健師 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
3 個別支援計画と他機関との連携	1	-	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。 ●個別支援計画の策定 ●関係機関との連携	●同行援護従業者 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●介護福祉士 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
4 業務上のリスクマネジメント	1	-	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。 ●事業所のリスクマネジメント ●同行援護従業者のリスクマネジメント ●事故発生時の管理体制	●同行援護従業者 ●社会福祉士 ●相談支援専門員 ●福祉・介護系の大学、介護福祉士養成校等の教員 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
5 従業者研修の実施	1	-	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。 ●従業者研修の目的 ●従業者研修の内容 ●従業者の質の向上のための工夫	●同行援護従業者 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●介護福祉士 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
6 同行援護の実務上の留意点	1	-	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。 ●同行援護の制度上の留意点 ●同行援護の実務上の留意点 ●介護保険制度との関係	●同行援護従業者 ●歩行指導員 ●視覚障害者生活指導員 ●介護福祉士 ●視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
計	6			

※1)「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」の修了者については受講を一部免除する。

※2) 応用課程は、一般課程に定めるカリキュラム以上の研修の課程を修了した者を対象とする。